

公益法人制度改革法対応へのアドバイス

平成 23 年 6 月 30 日
朝日長野税理士法人
代表社員 小林 邦一

I. はじめに

公益法人制度改革法が平成 20 年 12 月 1 日に施行され、早や 2 年半が過ぎた。

皆様ご承知の様に社団法人長野県建築士会等（以下「建築士会」という）、従来の公益法人（社団法人、財団法人）は、平成 25 年 11 月 30 日までに新制度における公益認定を受けて公益社団・財団法人となるか、移行認可を受けて一般社団・財団法人となるか、はたまた解散するかを選択をしなければならない。

この移行選択のための期間は 5 年間設定されているが、すでに折り返し点を過ぎた。

残された限りある期間の中で、建築士会にとって新制度の情報収集や学習の時は過ぎ、実行検討の時期に入ったと思われる。

この度この様な機会を与えられたので、公益法人改革の概要の説明と、建築士会の移行の方向性について私の意見を述べてみたい。

II. なぜ、今、公益法人改革なのか

目的は大きく分けて 2 つある。

- ① 民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与すること。

御承知の様に、国等の財政は厳しいものがあり、今後公益増進を進めていくうえで、国等の財政負担には限界があること。今回の制度改革の範とした米国においては、有力な財団（例えば、ロックフェラー財団やビルゲイツ財団等の大富豪の寄付を財源とする財団）が、官のできない公益を補完している。このため新制度では民間からの寄付を集めやすくする税制優遇策がとられている。

- ② 主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決すること。

従来の公益法人の設立は主務官庁の許可制であり、また監督権も握っていた。そのため、主務官庁のひもつきの公益法人が設立され、天下り

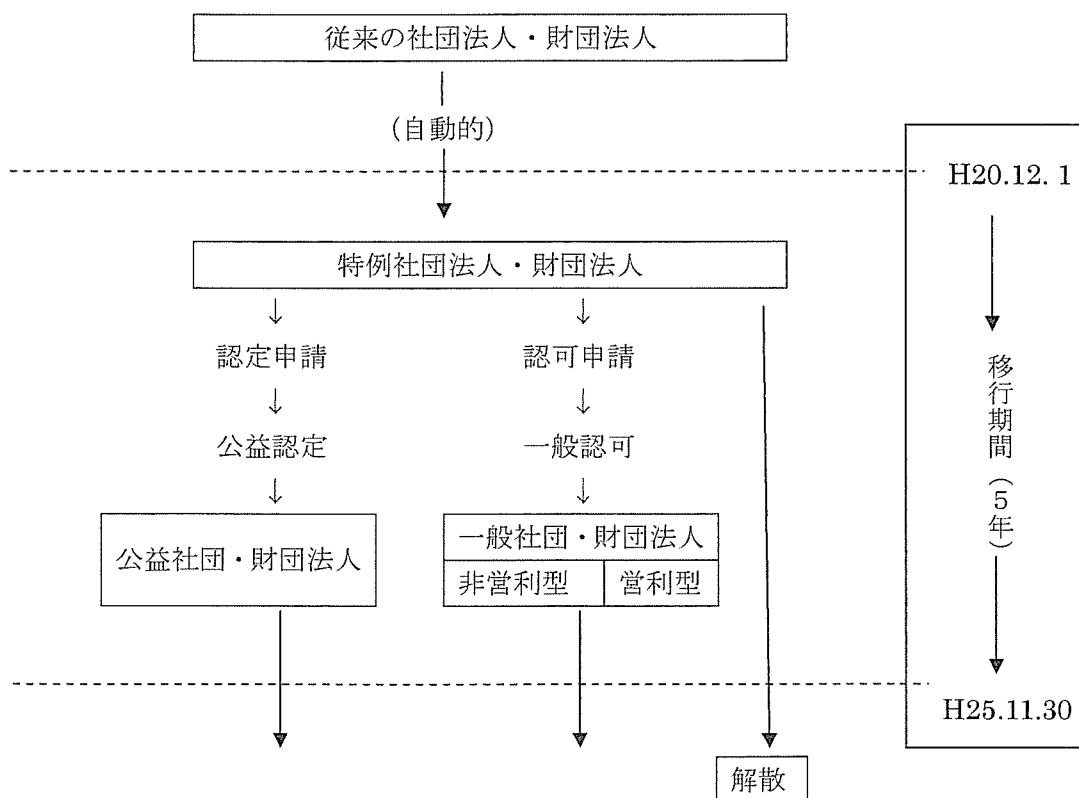
の温床として批判されていたところである。

新制度では、公益認定は民間人の委員により組織される公益認定等委員会が行うことになり、主務官庁制が廃止された。

従来の公益法人制度は明治 29 年の民法制定とともに始まり、以来 1 世紀にわたって大きな見直しをされることなく続いてきたものであり、制度疲労状況にあった。このため、現在の社会のニーズに適合させるべく改革されるものである。

III. 公益法人改革の概要

1. 従来の公益法人の選択肢



建築士会は現在、法的には特例社団法人となっている。

平成 25 年 11 月 30 日までに公益認定を受けて公益社団法人となるか、移行認可を受けて一般社団法人となるか、また公益認定も一般認可も受けない、受けられない、ということになれば解散となる。

2. 公益認定の要件

公益認定を受けると税制上の大きな特典があるが、その代償として次の様な要件が課せられている。代表的なものを述べると

(1) 公益事業を行うことを主たる目的とするものであること

公益事業とは、学術、技芸、慈善など法に定める一定の事業であり、不特定かつ多数の者の利益に寄与するものをいう。

(2) 収支相償

公益事業収入がその事業に要する費用を超えないこと。すなわち、いわゆる余剰金が出るものであってはならない。

(3) 公益目的事業比率が50%以上

公益事業を主たる目的とすることから、公益目的事業費が全事業費の50%以上であること。

(4) 公益認定取消し時の財産処分の強制

公益認定が取消された場合は、1ヶ月以内に公益目的取得財産残額を他の公益社団・財団法人や国または地方公共団体に贈与しなければならない。

等がある。

3. 一般認可の要件

一般法人は諸々の特典も少ない代わりに、事業上の制約もほとんどない。

しかし、特例社団・財団法人は過去において公益法人として税制上の優遇により正味財産が蓄積されている。この正味財産については、従来公益事業等を継続支出して社会還元したうえで一般社団・財団法人となることとなっている。

このために、公益目的支出計画の策定と実行が求められている。

4. 公益社団・財団と一般社団・財団の比較

(1) 制度面の比較

法人類型 比較項目	公益社団・ 財団法人	一般社団・財団法人	
		非営利型	普通型
事業目的	公益目的事業を主たる目的とする。	制限なし	同左
行政庁の監督	内閣総理大臣又は都道府県知事の監督を受ける。 毎年、事業報告、予算書、決算書の提出義務あり	監督なし	同左
役員構成	同一親族や同一団体の役員を3分の1以下に抑える。	同左	制限なし
役員報酬	不相当に高額とならないよう支給基準を公表する。	制限なし	同左
株式取得、子会社の保有	原則不可	自由にできる。	同左
情報の公開	誰にでも閲覧させる。	公告など必要最小限度	同左
公益認定の取消し	取り消されたら1ヶ月以内に財産を贈与して一般法人に移行	該当なし	同左

残余財産の処分	清算の場合の残余財産は類似の事業を行う公益法人や国等に帰属させる。	同左	清算の場合の残余財産の処分については、社員総会や評議員会で決められる。
社員の資格	社団法人の場合には社員資格を不当に制限することができないし、議決権も不当に制限できない。	社員の資格や議決権は自由	同左
理事会の設置	社団法人であっても、理事会を必ず設置する。	社団法人は理事会を置かなくてもよい。	同左
特別の利益	役員等に特別の利益を与えない。 特定の個人、団体等にも特別の利益を与えない。	左に準ずる制限あり	特別の利益に対する制限なし
収入等の制限	公益目的事業の収入は費用を超えてはならない。	該当なし	同左
実施費用の制限	公益目的事業の費用がすべての費用の50%以上あること	該当なし	同左
遊休財産の保有制限	公益目的事業の事業費の1年分以下	該当なし	同左